

令和 5 年 1 0 月 3 1 日

令和 5 年度第 3 回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

令和 6 年度小金井市一般廃棄物処理計画の策定について（諮問）  
プラスチック資源循環促進法に係る対応について

4 その他

## 意見・提案シート

◆小金井市廃棄物減量等推進審議会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、ごみ対策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、小金井市廃棄物減量等推進審議会にて資料として配付します。

※ 小金井市廃棄物減量等推進審議会での検討内容についてのご意見・ご提案のみご記入ください。

※ 誹謗・中傷・売り込み等の記載があると認められるときは、資料としての配布を行わない場合があります。

※ 頂いたご意見・ご提案が必ず審議に諮られるとは限りませんのでご了承ください。

雑貨などの物品、家具販売を伴った常設のリユース  
事業の拠点を拡充するよう、よろしくお願ひ致し、  
ご検討を

詳細は別紙をご覧ください。

リサイクル事業所が閉鎖される前に、念が申し込  
べうも、ご参考にしていただければと思ひます。

提出日 2023年 9月19日

氏名

(送付先)

小金井市環境部ごみ対策課 担当：高花

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

TEL：042-387-9835 (直通)

FAX：042-383-6577 E-mail：s040299@koganei-shi.jp



2023.9.19

## 意見・提案シート

「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」の実現のために、雑貨など物品・家具販売を伴った常設のリユース事業の拠点を拡充するよう求めます。

その理由は以下の通りです

### 1、小金井市一般廃棄物処理基本計画（基本計画）にみるリユース事業の大切さ

限りある資源を大切に使い、循環利用・有効利用に努め、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向け、引き続き3Rを推進する（26ページ）。リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものを繰り返し何度でも使うリユースです。不要になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使うなど、ものを大切にする取り組みを日頃から実践することが重要です（39ページ）。そのためには、3Rを「自分ごと化」することで、本市の取り組みに協力していただく必要があります（52ページ）。市は基本計画を誠実に実行する必要があります。しかしながら、リユース事業の拠点であるリサイクル事業所を閉鎖してしまいました。

### 2、多くの市民は常設のリユース事業の再開を願っています

市民からのリサイクル事業所の再開を求める陳情書は市議会で10回採択されています。市議会は再開を求める決議を可決しています。最近の陳情書は賛否同数で議長裁決となりましたが、市民や議会のリユース事業拡充の声は強くあります。

### 3、「ゆづる輪」（ジモティー）事業がリサイクル事業所事業にとって代わるものではありません

昨年10月から「ゆづる輪」事業が始まりました。今年3月までの実績は取引件数110件、重量約1tでした。平成29年度のリサイクル事業所の販売実績は取引件数1万3,876件、取引額916万3,000円、重量約90tです（添付資料参照）。ゆづる輪事業が今後5倍、10倍になったとしてもリサイクル事業所事業には到底追いつきません。多摩地域各市でもジモティーを取り入れています。リサイクル事業所を閉鎖した市は無く、「ジモティー」をリサイクル事業の拡充の一環として取り入れています。

### 4、プラスチック資源循環促進法の観点から

昨年4月からプラスチック資源循環促進法が施行されました。各家庭では、家族構成の変化とともに、まだ使えるが不用になった物が多数生まれます。それら雑貨の多くはプラスチック製品です。プラスチックの削減とリユースを求められている今日こそ、プラスチック雑貨のリユース促進に力を入れるべきです。

### 5、三市ごみ減量・30年後現施設撤退の課題

私たちは日野市で可燃ごみを処理していただいていることに大変感謝しています。日野市にある三市可燃ごみ共同処理施設は「概ね30年後に撤退」の約束があり、また三市ごみ減量市民会議の提言として、30年後「焼却ごみゼロ」、そのために今後10年間で焼却ごみ半減が求められています。小金井市は、毎年度600～700t程度減量しなければなりません。小金井市は約束の誠実な実施を表明しています。ごみ減量・リユース等の更なる取り組みと約束への具体的計画を明らかにすること、リユース事業の拠点を拡充することが重要です。新たな場所は貫井の清掃関連施設内や庁舎移転に伴う跡地利用、さらには小金井市の空き家利用計画などいくつかの方策があります。経費についてはリユース品の販売で経費節減に貢献しています。

以上

(写)

小環ご発第151号  
令和5年10月31日

小金井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 渡辺 浩平 様

小金井市長 白井 亨

令和6年度一般廃棄物処理計画の策定について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項 令和6年度一般廃棄物処理計画の策定



# 令和6年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』  
～ごみを出さないライフスタイルへ～

(諮問案)



令和6年4月1日  
小金井市環境部ごみ対策課

# 目次

はじめに.....	1
計画の位置づけ.....	2
小金井市のスローガン.....	2
第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況.....	6
1. 令和4.....	6
2. 令和5.....	7
第2章 令和6.....	9
1. 一般廃.....	9
2. 新型コ.....	10
3. 施策の.....	10
第3章 ごみ処理体制.....	12
1. 家庭系一般廃棄物.....	12
2. 事業系一般廃棄物.....	19
第4章 ごみ処理施設等に関する事項.....	21
1. 可燃ごみ処理施設.....	21
2. 小金井市野川クリーンセンター.....	21
3. 資源物処理施設.....	22
4. 最終処分場・エコセメント化施設.....	22
第5章 動物の死体処理について.....	23
1. 市へ届け出るもの.....	23
2. 市が収集するもの.....	23
3. 処理方法.....	23
第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について.....	24
1. 市が収集しない一般廃棄物について.....	24
2. 処理方法の変更.....	24
3. 災害廃棄物について.....	24
第7章 生活排水処理について.....	25
1. 収集運搬.....	25
2. 処理.....	25

差し替え予定  
ていません。

## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

### はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間令和2～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため平成30年3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進め、令和4年8月からは二枚橋焼却場跡地において小金井市野川クリーンセンターが本格稼働しています。また、令和7年2月には、旧中間処理場敷地内にプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設が竣工し、試験稼働を開始する予定です。本事業の推進に当たり、施設並びに建設予定地周辺にお住まいの皆様並びに関係者に感謝申し上げます。

社会全体に目を向けると、令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、長らく社会経済活動が制約されてきましたが、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症になったことで、社会経済活動が再開し、徐々にコロナ禍以前の生活に戻りつつあります。テレワークの普及やWEB会議化促進の影響を受けて、商品運搬用の箱や容器が増加傾向にあった家庭から排出されるごみも、令和4年度はコロナ禍以前にまで減少しました。一方で、事

業所等からのごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになったことなどで増加しています。

そのような中、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環促進法」が施行され、容器のみならずプラスチック製品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みを構築する必要に迫られています。

この他、食品ロスの削減の推進に関する法律への対応も含め、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指すため、令和5年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

## 小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』  
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとしています。サブタイトルには、3Rの中でも「リデュース（発生抑制）」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様の日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。



### 基本方針と計画項目

基本計画では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針定め、基本方針ごとに計画項目を定めています。基本計画における基本方針と計画項目は下表のとおりです。

#### 【基本計画における基本方針と計画項目】

● 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として

定め、取組を展開します。

- ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
- ② 再使用の促進（リユース）」
- ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
- ④ 分別・啓発活動の強化
- ⑤ 環境教育・環境学習の推進
- ⑥ 地域における3Rの推進
- ⑦ 事業活動における3Rの推進
- ⑧ 行政における3Rの推進

● 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。

- ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
- ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
- ③ 廃棄物処理を支える体制の確立

#### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設として小金井市野川クリーンセンターが令和4年8月に本格稼働を開始し、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設は令

和7年2月の試験稼働を予定しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、引き続きごみ減量と資源化に取り組まなければならない、そのためには、ごみの種類に合わせ、より効果的な発生抑制の手段を検討し、施策として展開することが必要です。

ごみの減量と資源化を進めるためには、分別方法の周知を図るとともに、取組への参加を促す対策を強化し、減量化を進めることができるような施策を検討し、支援を行わなければなりません。

基本計画では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分しており、特に発生抑制を最優先とした3Rの推進各計画項目において「重点」と位置づけた項目の施策について、積極的に施策の展開を図らなければなりません。基本計画における重点項目は下表のとおりです。

### 基本計画における重点項目（抄）

計画項目	取組内容
1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	(1) 食品ロス削減の推進
2 再使用の促進（リユース）	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進
3 資源循環システムの構築（リサイクル）	(3) 生ごみ資源化施策の推進
4 分別・啓発活動の強化	(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
5 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
6 地域における3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
7 事業活動における3Rの推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進
8 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底

(注) 取組内容に記載されている番号は、基本計画と一致させています。

## (2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

### 1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
(2) ふれあい収集体制の推進

### 2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
(2) 中間処理量・最終処分量の削減
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
(4) 不法投棄防止体制の確立
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施

### 3. 廃棄物処理を支える体制の確立

取 組 内 容
(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
(4) 清掃関連施設の整備
(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
(7) 環境基金の有効活用

各項目において展開する具体的な施策については、基本計画をご参照ください。



## 第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

### 1. 令和4年（2022年）度までの一般廃棄物処理量

#### (1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	H30	R1	R2	R3	R4
家庭系 一般廃棄物  ※1	燃やすごみ	11,631	11,783	12,408	12,304	11,985
	燃やさないごみ	1,440	1,443	1,636	1,552	1,400
	プラスチックごみ	2,254	2,250	2,375	2,317	2,223
	粗大ごみ	918	1,011	1,084	994	906
	有害ごみ	40	42	46	43	43
	資源物	8,555	8,696	9,139	8,784	8,591
	集団回収	1,534	1,500	1,384	1,340	1,299
	小計	26,372	26,725	※2 28,072	27,334	26,447
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	390	544	1,447	1,571	1,788
	燃やさないごみ	6	0	0	0	0
	小計	396	544	※3 1,447	1,571	1,788
合計		26,768	27,269	29,519	28,905	28,235

※1 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）と集団回収を合わせたごみ排出量です。

※2 家庭系一般廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワークなど、家庭で過ごす時間が増えたことにより増加したと考えられます。

※3 事業系一般廃棄物の排出量は、小金井市が広域支援を受けている間、民間の一般廃棄物処理施設に搬入されていたものが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始に伴い搬入され増加したものです。

#### (2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	H30	R1	R2	R3	R4
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	263	263	275	270	263
	燃やさないごみ	33	32	36	34	31
	プラスチックごみ	51	50	53	51	49
	粗大ごみ	21	23	24	22	20
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	資源物	193	194	203	193	189
	集団回収	35	34	31	29	29
	小計	596	597	623	601	580
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	9	12	32	35	39
	燃やさないごみ	0.1	0	0	0	0
	小計	9	12	32	35	39
合計		605	609	655	635	620

※ 四捨五入による表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

## 2. 令和5年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和5年度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に発生抑制を最優先とした3Rの推進各計画項目において「重点」と位置づけた項目の施策について、積極的に施策の展開を図りました。

特に、4年ぶりに開催された市民まつりでは、分別クイズや食品ロスについての情報発信、ごみ減量キャラクターや展示用ミミズコンポストを活用したPR活動に努めたほか、出店している食品ロス削減推進協力店と連携し、子ども向けオリエンテーションを実施しました。

また、リユース活動促進に向け、リユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユース意識の向上と、ごみの削減を図りました。「おいくら」に登録しているリユースショップは多岐にわたることから、様々な品目の不用品がリユース可能となり、市民に自らが「売る」「譲る」という選択を提供ができるようになりました。

### 令和5年度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施した具体的な取組	年度の活動目標	活動結果
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大</li> <li>市民まつりにおける食品ロスの啓発</li> <li>食品ロス意識調査（WEBアンケート）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小金井カメすけ」の本格実施</li> <li>食品ロス対象ごみ量の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「小金井カメすけ」本格実施開始協力店 8店舗</li> <li>「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 ● 量</li> <li>組成分析の実施 ● 量</li> <li>キャラクターを活用した啓発の実施</li> </ul>
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大のための啓発</li> <li>出張講座等での事業紹介</li> <li>利用（端末操作）方法の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゆづる輪」の本格実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ゆづる輪」成立件数 ● 件</li> <li>粗大ごみオンライン申請の着手</li> <li>「おいくら」との連携協定締結</li> </ul>
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ投入リサイクル事業の実施及び自主的な市民活動への支援</li> <li>大型生ごみ処理機器賃貸借契約の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ資源化施策の方向性を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み生ごみ投入でのスタンプラリーの実施</li> <li>給食調理くず処理方法及び堆肥配布方法の変更</li> </ul>
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントへの出展</li> <li>施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントでの啓発の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民まつりへの出展</li> <li>各種ワークショップの開催 回</li> </ul>

取組内容	実施した具体的な取組	年度の活動目標	活動結果
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの実施</li> <li>・環境教育の実施</li> <li>・清掃関連施設(可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、最終処分場等)見学会の推進</li> </ul>	市内全小学校による施設見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ワークショップの実施</li> <li>・施設見学 小学校 ● 校</li> </ul>
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・施設見学会の実施</li> </ul>	施設見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座 ● 回</li> <li>・浅川清流環境組合見学会参加者 ● 名</li> </ul>
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発</li> <li>・ごみゼロ化推進会議の開催支援</li> <li>・ごみ相談員制度の活用の検討</li> </ul>	ごみ相談員制度についての市報掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報への掲載</li> <li>・野川クリーンセンターへの掲示</li> <li>・ごみ相談員制度の充実に向けた研修会の検討</li> </ul>
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導の実施</li> </ul>	排出状況の把握、個別指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模事業所調査の実施</li> <li>・個別指導の実施</li> </ul>
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定</li> </ul>	排出量削減に向けた取組の実施	●●●

※ 活動結果は令和5年12月31日現在

※ 基本計画において重点項目としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開しますが、本計画ではより強化すべき重点項目についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画をご参照ください。

令和5年度は、「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。市民まつり、ワークショップ、資源循環教室では子どもと保護者で参加する企画を用意し、楽しみながらごみの減量について学んでもらい、家庭でもごみについて考えるきっかけとなるよう努めました。

家庭から排出されるごみはコロナ禍において増加傾向にありましたが、令和4年度はコロナ禍以前にまで減少しました。一方で、事業所等からのごみは、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになったことなどで増加しています。ごみ量の増加状況等を踏まえ、重点項目である「事業系ごみの発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き検討を行います。



### 第3章 令和6年（2024年）度一般廃棄物処理計画

#### 1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

##### (1) 一般廃棄物処理計画（量）

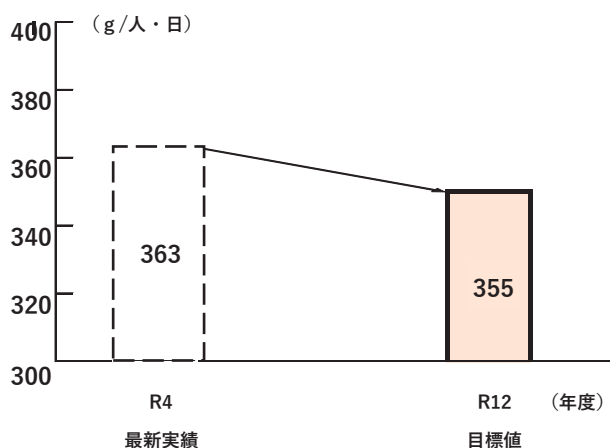
単位：t

	分別区分	R4実績値	R6計画値	R12目標値
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,985		11,045
	燃やさないごみ	1,400		1,399
	プラスチックごみ	2,223		2,253
	粗大ごみ	906		917
	有害ごみ	43		40
	資源物	8,591		8,762
	集団回収	1,299		1,533
	小計	26,447		25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,788		2,379
	燃やさないごみ	0		6
	小計	1,788		2,385
	合計	28,235		28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

人口の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家庭系ごみが増加しています。[変更予定] 原則から処理計画（量）を決定するところですが、[変更予定] における見通しが不透明な状況が続いていることから、令和5年度の計画（量）については、令和3年度実績に令和4年度の上半期の実績を反映して決定しています。

##### (2) 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）



基本計画においては、家庭系一般廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、集団回収）から資源物と集団回収を除いた市民1人1日当たりの「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定しています。

## 2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収（本市においては実施済）と、資源循環の促進等への取り組みが求められています。

本市では、令和7年2月に試験稼働を予定している資源物処理施設が取り扱う品目の中にプラスチックごみが含まれることから、製品プラスチックの処理方法を見直し、資源物処理施設において容器包装プラスチックと製品プラスチックを混合ベール化し、容器リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行います。

## 3. 施策の展開

令和6年度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針としたうえで、各施策の展開を図ります。

### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制を進めます。令和6年度における各取組の展開は下表のとおりです。

### 令和6年度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大	・「小金井カメすけ」登録店、出品数、ユーザー数の増
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	・野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大 ・粗大ごみオンライン申請の検討	・粗大ごみオンライン申請の開始
生ごみ資源化施策の推進	・市立小中学校・保育園から生じる給食調理くず等の処理方式の変更 ・生ごみ投入リサイクル事業の継続実施及び自主的な市民活動への支援	
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	・イベントへの出展 ・施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載	・啓発媒体の内容刷新及びデジタル化

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの実施</li> <li>・環境教育の実施</li> <li>・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、最終処分場等）見学会の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全小学校による施設見学の実施</li> <li>・くるカメ給食の実施</li> </ul>
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座</li> <li>・講習会の実施</li> <li>・施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学会の実施</li> </ul>
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発</li> <li>・ごみゼロ化推進会議の開催支援</li> <li>・ごみ相談員制度の活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の実施</li> </ul>
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出状況の把握、個別指導の実施</li> </ul>
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量削減に向けた取組の実施</li> </ul>

基本計画において重点項目としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開しますが、本計画ではより強化すべき重点項目についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画をご参照ください。

## （２）安全・安心・安定的な適正処理の推進

基本計画に基づき、安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という３つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

※各項目において展開する具体的な施策については、基本計画をご参照ください。



### ～ 3市ごみ減量推進市民会議について～

浅川清流環境組合の構成市である3市（日野市・国分寺市・小金井市）の市民等が参加して平成30年から活動しており、2050年までに3市の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策や情報発信等についての検討や意見交換等を行っています。



## 第4章 ごみ処理体制

### 1. 家庭系一般廃棄物

#### (1) 戸別収集（回収）

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せとものなど	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式含む）※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる

※ コードレスで使用できる電気製品には、すべて充電式電池が使用されています。充電が切れていたり、使用できなくなっても、発火や爆発の恐れがありますので、外側がプラスチックの場合であるとしても、必ず有害ごみとして排出しなければなりません。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
古紙・布	ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる 雑誌・本 紙ひもで縛る
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径1.5cm以内・束の大きさ30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 4.5リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

※ 化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

## (2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
		飲料用	セブンイレブン店頭回収
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時	

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

### ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用  
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用  
（テイクアウト用コーヒー  
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）  
：約18g）





### (3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、現在「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、資源物処理施設の整備を進めています。

令和6年度中の稼働開始を目指していることを踏まえ、「新施設稼働前」と「新施設稼働後」に分類しています。

#### 【新施設稼働前】

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設  焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
燃やさない ごみ	積替・ 保管 （委託）	金属・プラスチ ック類等の複合 品など	野川クリーン センター  金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収（民間処理施 設）
プラスチック ごみ	積替・ 選別 （委託）	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設  容器包装リサイクル法対象の廃プ ラスチックを資源化（公益財団法人日 本容器包装リサイクル協会）
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック	
粗大ごみ （可燃系）	選別・ 解体 （委託）	木質家具、ふと んなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設  木質家具などを熱回収（民間処理施 設）
			ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
			粗大ごみの一部は補修し、リユース （野川クリーンセンター）
粗大ごみ （不燃系）	選別 （委託）	自転車など大部 分が金属のもの	野川クリーン センター  自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設）
		上記以外の複合 素材・金属・小 型家電製品など	小型家電製品を資源化 （民間処理施設）
			選別後のプラスチック類などを資源 化、熱回収（民間処理施設）
有害ごみ	破碎・選別（委託）		野川クリーン センター  資源化・一部埋立（民間処理施設）  小型家電製品を資源化 （民間処理施設）
びん	破碎・選別（委託）		民間処理施設  資源化（民間処理施設）
スプレー缶	積替・保管（委託）		野川クリーン センター  資源化（民間処理施設）

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
空き缶	選別・プレス(委託)	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
金属	選別(委託)	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・プレス(委託)	空缶・古紙等 処理場	資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	積替・保管（委託）	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替・保管(直営)	空缶・古紙等 処理場	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ			資源化（NPO法人に寄付）
くつ・ かばん類	選別(直営)	市施設内また は空缶・古紙 等処理場	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

【新施設稼働後】

分別区分	中間処理		最終処理（処分）	
	処理方法	処理場所		
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)	浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設	焼却後エコセメント化 (一部事務組合)	
燃やさない ごみ	積替・ 保管 (委託)	金属・プラスチ ック類等の複合 品など	野川クリーン センター	金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収（民間処理施 設）
プラスチック ごみ	資源物 処理施 設	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設	容器包装リサイクル法対象の廃プラ スチックを資源化（公益財団法人日 本容器包装リサイクル協会）
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック		容器包装リサイクル法対象外の廃プラ スチックを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)

分別区分	中間処理		最終処理（処分）	
	処理方法	処理場所		
粗大ごみ （可燃系）	選別・ 解体 （委託）	木質家具、ふと んなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設	
			木質家具などを熱回収（民間処理施設）	
			ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）	
粗大ごみ （不燃系）	選別 （委託）	自転車など大部 分が金属のもの	粗大ごみの一部は補修し、リユース （野川クリーンセンター）	
		上記以外の複合 素材・金属・小 型家電製品など	野川クリーン センター	自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設）
			小型家電製品を資源化 （民間処理施設）	
有害ごみ	破碎・選別（委託）	野川クリーン センター	選別後のプラスチック類などを資源 化、熱回収（民間処理施設）	
			資源化・一部埋立（民間処理施設）	
びん	破碎・選別（委託）	資源物処理施 設	資源化（民間処理施設）	
		民間処理施設		
スプレー缶	選別（委託）	資源物処理施 設	資源化（民間処理施設）	
空き缶	選別・プレス（委託）	資源物処理施 設	資源化（民間処理施設）	
金属	選別（委託）	資源物処理施 設	資源化（民間処理施設）	
ペットボトル	選別・プレス（委託）	資源物処理施 設	資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設）	
古紙			資源化（民間処理施設）	
布	積替・保管（委託）	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）	
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別（委託）	民間処理施設	資源化（民間処理施設）	
生ごみ乾燥物	積替・保管（直営）	資源物処理施 設	堆肥化（民間処理施設）	
トレイ	選別（委託）	民間処理施設	資源化（民間処理施設）	

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
ペットボトル キャップ			資源化（NPO法人に寄付）
くつ・ かばん類	選別(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

※太枠で囲ったところが変更箇所です。



## 2. 事業系一般廃棄物

### (1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

### (2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる <例> ・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる <u>枝 木</u> ：ひもで縛る <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋、 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

### (3) 保育所等におけるおむつ処理支援

### (4) 適正処理方法

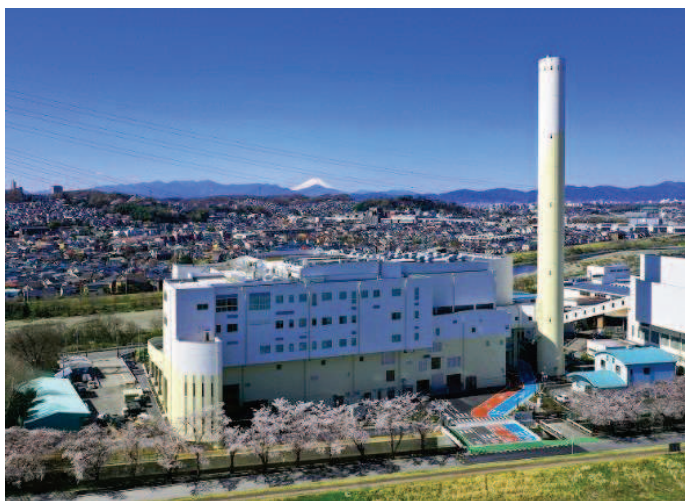
事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（神奈川県愛川町）、株式会社 J バイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）など）にて適正に処理しなければなりません。

## 第5章 ごみ処理施設等に関する事項

### 1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



### 2. 小金井市野川クリーンセンター

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月1日から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



### 3. 資源物処理施設

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和7年（2024年）3月の本格稼働を目指しています。

- (1) 施設名称：(仮称) 資源物処理施設
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t/5h



### 4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内



## 第6章 動物の死体処理について

### 1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うものの他は、届け出により市が収集します。

### 3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うものの他は、火葬により処分します。

## 第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

### 1. 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類、乾燥機、エアコン

(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)

- (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収または、資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収)

- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く。）、フロンガスを使用している製品など

(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)

- (4) オートバイ

(メーカーにより自主回収)

- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

(市内薬局により自主回収)

### 2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

### 3. 災害廃棄物について

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

## 第8章 生活排水処理について

### 1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	73.1	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

変更予定

### 2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：7.0 KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

## プラスチック資源循環促進法に係る対応について

### 1 プラスチック資源循環促進法と市町村の関係

プラスチックごみ問題、気候変動問題等の社会問題への対応を契機として、特に製品プラスチック（以下「製品プラ」という。）について国内におけるプラスチック資源循環を促進する観点から、令和4年4月より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行された。

同法第6条により、市町村は家庭から排出されるプラスチックごみの一括収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう取り組むことが求められている。

具体的な措置は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）に再商品化を委託する32条ルートと、市町村が単独又は再商品化事業者と共同で再商品化計画を策定し、国の認定を受けて再商品化を実施する33条ルートから、市町村の状況に応じて選択することができる。

### 2 小金井市の方針

連携して33条に取り組む再商品化事業者が近隣にいないこと、当市はすでにプラスチックごみの一括回収を実施済みであり、かつ清掃関連施設整備事業において、令和7年3月末に本格稼働を目指す資源物処理施設が取り扱う品目の中にプラスチックごみが含まれることから、施設の整備状況にあわせて製品プラの処理方法の見直しを行うことができるため、32条を選択する。

なお、主にリチウムイオン電池等の禁忌品の混入を防止する観点から、「材質が100%プラスチック製品をプラスチックごみとする」収集方法については変更せず、収集後の処理方法を32条ルートに変更することで、プラスチック資源循環促進法に準拠した仕組みを構築する。

### 3 実施時期

令和7年2月上旬（資源物処理施設の試運転に併せて32条を開始する）



#### 4 小金井市の収集及び処理方法に関する新旧比較

	現状	見直し後
収集	プラマークの有無にかかわらず、材質が100%プラスチック製品のものを「プラスチックごみ」として一括収集。 <u>※収集方法や収集品目は変更なし</u>	
中間処理	一旦、野川クリーンセンターに搬入して保管後、袋のまま積み替えて民間処理施設へ運搬。 民間処理施設にて容リプラ・製品プラ・残渣に選別し、容リプラはベール化して保管。	資源物処理施設に搬入して、容リプラ・製品プラとそれ以外の残渣に選別し、容リプラと製品プラを混合ベール化して保管。
最終処理	容リベールを容リ協会が指定する再商品化事業者に引き渡し、再商品化。 製品プラは残渣とともに浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に運搬して焼却処理。	混合ベールを容リ協会が指定する再商品化事業者に引き渡し、再商品化。 残渣は浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に運搬して焼却処理。

※ここで言及する「製品プラ」は、小金井市がプラスチックごみで収集する「材質が100%プラスチック製品」のことである。

#### 5 処理費用

プラスチック資源循環促進法の施行の有無に関わらず、製品プラの再商品化費用は100%自治体負担である。

現状では、製品プラは残渣とともに浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて焼却しており、処理費用は「浅川清流環境組合負担金」に含有されていることから費用が抑えられているが、32条ルートで再商品化を実施する場合、別途製品プラの再商品化委託料が必要となり、処理費用は増額となる見込みであるが、新法の趣旨を尊重し、適切に対応していくことといたしたい。

【参考】プラスチックごみの処理費用比較	
浅川稼働前（容リ委託料+オリ資源化委託料）	約19,700千円
現状（容リ委託料+浅川負担金を重量按分）	約9,000千円
32条開始後（容リ委託料+浅川負担金を重量按分）	約36,600千円

※選別費用については、施設の事業者選定前で数字化が難しいため除く。

6 カレンダーの変更イメージ

(1) 現状

13

**有料袋**



プラ

**きれいに洗って水切りを！**

食べ残しや汚れが付着したものはリサイクルできません。洗淨し、水を切ってから有料袋に入れてください。

**※必ず有料袋に入れて袋の口を結んで(テープやひもを使わずに)出してください。※袋に入らない(はみ出す)大きさ、長さのものは粗大ごみです。**

**袋・ラップ**



・お菓子の袋  
・レジ袋

**プラスチック製容器・チューブ**



・ジャンパー容器  
・マヨネーズチューブ  
・歯磨き粉チューブ  
・洗剤容器

汚れが落ちないものは燃やさないごみ (P.14) です

**プラスチック製パック・カップ**



・卵パック  
・弁当容器  
・レトルトパック  
・カップ麺容器  
(紙製のものは燃やさないごみ (P.12)か、焼却回収 (廃再生古紙) へ)

**食品トレイ**



発泡スチロール製トレイは、拠点回収もあります (P.26)

**キャップ・ラベル**



・ペットボトルのキャップ・ラベル

ペットボトルキャップは拠点回収もあります (P.26)

**緩衝材・発泡スチロール**



・緩衝材  
・発泡スチロール

**その他のプラスチック製品** ※プラスチック製まな板は、燃やさないごみ (P.14) です。



・ポリバケツ



・洗面器



・プラスチックのハンガー



・じょうろ



・フェイスシールド、マウスシールド (洗って乾かしてから出してください)



・テープ類のケース

**×プラスチックごみで出せないもの**

**充電式電池が外せない小型家電、電子たばこ等**

- ・スマートフォン
- ・モバイルバッテリー
- ・携帯ゲーム機
- ・加熱式たばこ

有害ごみ (P.15) へ

※近年、混入した電池による火災事故が複数発生しています。上記のものは、透明か半透明の袋に入れて、有害ごみとして出してください。

**金属、木、ゴムなど他素材とプラスチックの複合品**

- ・まな板 (プラスチック製)
- ・ハンガー (複合品)
- ・おもちゃ類 (プラスチック製)

燃やさないごみ (P.14) へ

**洗っても汚れが落ちないもの**

- ・食べ物汚れの付いたトレイ
- ・ソース・ドレッシングの袋

燃やさないごみ (P.14) へ

**注射器、注射針、治療針**

市では収集しません (P.22) 自主回収を実施している事業者へ詳しくは、市公式ホームページをご確認ください。小笠原市薬剤師会にお問い合わせください。

**ポリタンク**

中身を空にし、乾かしてください。

燃やさないごみ (P.14) へ

プラスチックごみ


②マークの有無にかかわらず材質が100%プラスチック製のもの

週1回収

(2) 変更後

13

**有料袋**



プラ

**きれいに洗って水切りを！**

食べ残しや汚れが付着したものはリサイクルできません。洗淨し、水を切ってから有料袋に入れてください。

**※必ず有料袋に入れて袋の口を結んで(テープやひもを使わずに)出してください。※袋に入らない(はみ出す)大きさ、長さのものは粗大ごみです。**

**袋・ラップ**

※イラスト※

**食品トレイ**

※イラスト※

**緩衝材・発泡スチロール**

※イラスト※

**プラスチック製パック・カップ**

※イラスト※

**プラスチック製容器・チューブ**

※イラスト※

**キャップ・ラベル**

※イラスト※

**その他のプラスチック製品**

※イラスト※

**×プラスチックごみで出せないもの**

**充電式電池が外せない小型家電、電子たばこ等**

- ・スマートフォン
- ・モバイルバッテリー
- ・携帯ゲーム機
- ・加熱式たばこ

有害ごみ (P.15) へ

※近年、混入した電池による火災事故が複数発生しています。上記のものは、透明か半透明の袋に入れて、有害ごみとして出してください。

**金属、木、ゴムなど他素材とプラスチックの複合品**

- ・まな板 (プラスチック製)
- ・ハンガー (複合品)
- ・おもちゃ類 (プラスチック製)

燃やさないごみ (P.14) へ

**洗っても汚れが落ちないもの**

- ・食べ物汚れの付いたトレイ
- ・ソース・ドレッシングの袋

燃やさないごみ (P.14) へ

**注射器、注射針、治療針**

市では収集しません (P.22) 自主回収を実施している事業者へ詳しくは、市公式ホームページをご確認ください。小笠原市薬剤師会にお問い合わせください。

**ポリタンク**

中身を空にし、乾かしてください。

燃やさないごみ (P.14) へ

プラスチックごみ

②マークの有無にかかわらず材質が100%プラスチック製のもの

週1回収